

愛媛県地域防災計画の修正概要

(風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編)

1 計画修正のイメージ

背景

災害対策基本法・防災基本計画（国）
の改正
（平成 26 年 11 月）

土砂災害防止法の改正
（平成 26 年 11 月）

えひめ震災対策アクションプランの策定
（平成 27 年 3 月）

愛媛県広域防災活動要領の策定
（平成 27 年 3 月）

反映

愛媛県地域防災計画
の修正

風水害等対策編

地震災害対策編

津波災害対策編

目的・効果

大規模災害対策の充実・強化

2 修正の主な内容

(1) 災害対策基本法・防災基本計画（国）の改正を受けて

- ・ 緊急通行車両の通行を確保するため必要がある場合における道路管理者による放置車両等の移動等について規定
- ・ 都道府県公安委員会による道路管理者に対する放置車両等の移動等の要請について規定

→各編第3編災害応急対策に追加（風3-8-1、地3-6-1、津3-7-1）

(2) 土砂災害防止法の改正を受けて

- ・ 土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施、結果の公表により、土砂災害の危険性を住民に周知する旨規定

→風水害対策編、地震災害対策編第2編災害予防対策に追加（風2-24-3、2-26-1、地2-11-1）

- ・ 土砂災害警戒情報の市町への通知、一般に周知させるための必要な措置について規定

→風水害対策編第2編災害予防対策に追加（2-1-4）

- ・ 市町村地域防災計画において、避難場所、避難経路及び防災訓練等に関する事項等を定めるものとされることから市町の事項を県地域防災計画で規定

→風水害対策編、地震災害対策編第2編災害予防対策に追加（風2-24-3、2-26-1、地2-11-1）

(3) えひめ震災対策アクションプランの策定を受けて

- ・ 本県に最大の被害をもたらすとされる南海トラフ巨大地震から県民の生命を守り、被害を最小限に抑えるため、計画期間や減災目標、県として取り組むべき施策等を盛り込んだ「えひめ震災対策アクションプラン」を規定。

①施策の柱 I 被害軽減対策の推進、II 災害応急体制の確立、III 復旧・復興体制の確立

②計画期間 平成27年度から10年間

③減災目標 想定される死者数を今後10年間で概ね8割減少させる。

④施策体系 3つの施策の柱のもと、8つの基本政策、36の施策項目、171の実施項目に体系化

→地震災害対策編、津波災害対策編総論に追加（1-5-1）

(4) 愛媛県広域防災活動要領の策定を受けて

- ・平成26年3月に選定した広域防災拠点を中心に、大規模災害時に県内外からの人的・物的支援を円滑に受け入れるための基本的な体制や手順等を整理

→各編第2編災害予防対策に追加（風2-14-7、地2-15-7、津2-13-7）

（5）その他

- ・DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請、受入れの調整
→各編第2編災害予防対策、第3編災害応急対策に追加（風2-10-5、3-16-4、地2-13-4、3-8-4、津2-11-3、3-9-4）
- ・緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣
→各編第1編総論に追加（風、地、津1-2-3）。各第2編災害予防対策（風第14章、地15章、津第13章）、第3編災害応急対策（風第27章、地第12章、津第13章）の修正。
- ・語句の時点修正等